

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年11月1日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 財政課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年7月16日～平成25年7月29日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 各課等の備品管理について不備な点が多く見受けられることから、備品台帳の様式を管理しやすいものに改めるとともに備品分類表についても現状に合ったものに改正し、全庁的に適正な備品管理が行われるよう改善すること。	1. 備品台帳の統一様式を新しく定め、取得単価が80万円以上の備品については、個票による管理も行えるよう各課に通知し、全庁的なデータ管理ができるように改善を図る。また、備品との照合を行えるよう標示票を作成し、貼り付けをするように指導を行う。 備品分類表については、現状では使用しないと思われるものもあるが、歴史的価値があるものなどを歴史センター等に收藏することも考えられるため、現段階では改定を行わないものとする。